

災害発生時、
住民の生命・財産を守るラジオ

臨時災害放送局

一災害時の臨時FM放送の役割一



臨時災害放送局(臨災局)とは

- ・FM放送の電波を使用する放送局(臨時災害放送局)
- ・阪神・淡路大震災の経験等を踏まえ、平成7年2月に制度化
- ・災害時に地方公共団体が住民向けに情報を提供するために臨時に開設可能な放送局
- ・被災者の救援や生活支援等のための放送を行い、災害の被害を軽減することが目的
- ・コミュニティFM局が臨時災害放送局になることも可能。聴取者に既知の周波数であり有利

臨災局を開設するには



開設は電話又は
口頭でOK

免許申請から免許付与は迅速

非常災害時、被災した地方公共団体が、総合通信局に電話(口頭)で免許申請をするだけで迅速に免許を受けることができ、すぐに放送が開始できます。後日、正式な申請手続きが必要です。

機器の貸与

信越総合通信局では、臨災局用機器を地方公共団体に対して無償貸与することとしています。なお、運用、保守管理等の費用は借受人の負担です。また、移動通信機器及び移動電源車も貸与します。

避難生活を支援する情報を提供

